

江戸川区立篠崎第五小学校

評価から評定への統括方法（令和6年度 改）

- 新学習指導要領の下での指導要録における観点別学習状況、評定及び特別活動の記録について

文部科学省においては、学習指導要領の下での指導要録の作成の参考となるよう、平成13年4月27日付けで初等中等教育局長から「小学校児童指導要録、中学校生徒指導要録、高等学校生徒指導要録、中等教育学校生徒指導要録、並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録、中学部生徒指導要録及び高等部生徒指導要録の改善等について（通知）」（以下「指導要録の改善通知」という。）を発出した。

指導要録の改善通知においては、答申の提言内容を受け、新学習指導要領の下での指導要録に記載する事項として、小学校、中学校ごとに各教科の学習の記録、特別活動の記録など各欄の記入方法が示されている。

- 観点別学習状況及び評定の記入方法

指導要録の改善通知に示された小学校児童指導要録及び中学校生徒指導要録における観点別学習状況及び評定の記入方法は、次のとおりである。

【小学校児童指導要録】

【各教科の学習の記録】

I 観点別学習状況

学習指導要領に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を観点ごとに評価し、A、B、Cの記号により記入する。その表示は次のとおりである。

「十分満足できると判断されるもの」：A

「おおむね満足できると判断されるもの」：B

「努力を要すると判断されるもの」：C

II 評定（第3学年以上）

学習指導要領に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を総括的に評価し、3.2.1により記入する。その表示は次のとおりである。

「十分満足できると判断されるもの」：3

「おおむね満足できると判断されるもの」：2

「努力を要すると判断されるもの」：1

○観点別学習状況の評価の評定への総括の考え方

評定が学習指導要領に示す各教科の目標に照らして学習の実現状況を総括的に評価するものであるのに対し、観点別学習状況の各観点は学習指導要領に示す各教科の目標に照らして学習の実現状況を分析的に評価するものであること、また、観点別学習状況の各観点は、各教科の評定を行う場合において基本的な要素となるものであるとの両者の関係を前提とする場合、同じ文言で示されている観点別学習状況の評価結果を総括していけば、同じ文言で示されている評定に至ると考えることが自然であり、このことは、一般に理解を得られると考える。

このような考え方に立てば、観点別学習状況の評価においては、3観点の重点の置き方にかかわらず、小学校については、**3観点の評価を年間前期・後期に分けて**

2回行った場合、

「A、A」であれば「A」 「A、B」もしくは「B、A」であれば「A」か「B」

「B、B」であれば「B」 「B、C」もしくは「C、B」であれば「B」か「C」

「C、C」であれば「C」

になることを基本とする。本校では以下の評価から評定への総括例を示す。

評 定	判定基準
3	A A A A A B
2	A A B A B B A B C B B B B B C B C C
1	B C C C C C